

○無線設備規則第四十九条の七の四第一項第二号ロ等の規定に基づく高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件

(平成三十一年〇月〇日)

(総務省告示第〇〇〇号)

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の七の四第一項第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに別表第三号19の2の規定に基づき、高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件等を次のように定める。

- 1 高度MCA制御局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置は、国際電気通信連合条約に基づく勧告(ITU-T E. 212)に準拠する、端末設備を識別するための番号を用いて、自動的に識別されるものであること。
- 2 隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 高度MCA制御局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の送信装置

離調周波数	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする四・五 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値
一〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz 離れた周波数を中心周波数とする四・五 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

- (2) 陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の送信装置

離調周波数	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は (一) 五〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値並びに送信周波数帯域の中心周波数から五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする四・五 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は (一) 五〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。
一〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は (一) 五〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。

3 相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 高度MCA制御局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の送信装置

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波の送信周波数帯域の端から（±）二・五MHz、（±）七・五MHz及び（±）一二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信装置

規定しない。

4 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 高度MCA制御局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz 以上五・〇五MHz 未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - 1.4 \times (\Delta f - 0.05)$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。） $\Delta f$ は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz 以上一〇・〇五MHz 未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（-）一二・五デシベル以下の値
一〇・〇五MHz 以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（-）一三デシベル以下の値

注1 高度MCA制御局が使用する周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数範囲に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（-）一三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一、〇〇〇kHz 以上五	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（-）八・五デシベル以下の値

MHz 未満	
五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 一一・五デシベル以下の値
六 MHz 以上一〇MHz 未満	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 二三・五デシベル以下の値

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

注2 通信にあたって、陸上移動局の送信装置に割り当てる周波数の範囲を、高度MCA制御局の制御によって制限し、あるいは送信電力を高度MCA制御局や陸上移動局の制御によって制限すること又はそれらの組合せによる制御によって制限することで、その条件での許容値とすることができる。

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 高度MCA制御局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (−) 一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz 以上三〇MHz 未満	任意の一〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 一三デシベル以下の値
三〇MHz 以上一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz 以上一二、七五〇MHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、〇一〇MHz 以上二、〇二五MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 一三デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz 以上二、〇二五MHz 以下	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (−) 五二デシベル以下の値

注 高度MCA制御局が使用する周波数帯の端から一〇MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

(2) 陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MC

A制御局と送信装置を共用するものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇kHz 以上三〇MHz 未満	任意の一〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
三〇MHz 以上一、〇〇〇MHz 未満 (七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇MHz 以上八九〇MHz 以下及び九四〇MHz 以上九六〇MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇MHz 以上八九〇MHz 以下又は九四〇MHz 以上九六〇MHz 以下	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz 以上一二、七五〇MHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、二、一一〇MHz 以上二、一七〇MHz 以下及び三、四〇〇MHz 以上三、六〇〇MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下又は一、八〇五 MHz 以上一、八八〇MHz 以下	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、二、一一〇MHz 以上二、一七〇MHz 以下又は三、四〇〇MHz 以上三、六〇〇MHz 以下	任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値

注1 陸上移動局が使用する送信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

注2 通信にあたって、陸上移動局の送信装置に割り当てる周波数の範囲を、高度MCA制御局の制御によって制限し、あるいは送信電力を高度MCA制御局や陸上移動局の制御によって制限すること又はそれらの組合せによる制御によって制限することで、その条件での許容値とすることができる。

附 則

この告示は公布の日から施行する。